

豊島区環境基本条例の一部を改正する条例（案）

現行	改正後（案）
<p>環境基本条例</p> <p style="text-align: right;">平成 20 年 3 月 24 日 条例第 20 号</p> <p>豊島区は、首都東京に位置し、池袋副都心を中心として多くの人々が住み、働き、学び、集う高密都市です。また、江戸時代、園芸の里として名高い染井に代表される自然環境が多彩な文化、芸術を育んできた長い歴史があります。</p> <p>一方、豊かで便利な生活の追求、経済成長に伴う都市化の進展は、自然環境を変え、大気汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させてきています。さらに、温室効果ガスの急激な増加による温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしています。</p> <p>私たちは、直面する環境問題が、日々の生活や事業活動が原因となっていることを改めて自覚し、生活スタイルや事業活動のあり方を見直す必要があることを認識しなければなりません。また、地域社会のすべての人々が、相互に連携、協力しながら、一人ひとりの小さな力を結集して環境への負荷の低減に向け積極的に行動しなければなりません。</p> <p>私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、知恵と工夫によって、環境に配慮された活力溢れる持続可能な都市、すなわち、環境都市をつくりあげ、これを子どもたちへ引き継いでいく責務を有しています。</p> <p>そのため、健やかで美しく豊かな環境が身近な地域から地球規模までにわたって保全されるとともに、それらを通じて区民誰もが幸せを実感でき、未来の世代</p>	<p>環境基本条例</p> <p style="text-align: right;">平成 20 年 3 月 24 日 条例第 20 号</p> <p>豊島区は、首都東京に位置し、池袋副都心を中心として多くの人々が住み、働き、学び、集う高密都市です。また、江戸時代、園芸の里として名高い染井に代表される自然環境が多彩な文化、芸術を育んできた長い歴史があります。</p> <p>一方、豊かで便利な生活の追求、経済成長に伴う都市化の進展は、自然環境を変え、大気汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させてきています。さらに、温室効果ガスの急激な増加による温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしています。</p> <p><u>このような危機的な状況の中、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択され、世界は脱炭素社会の実現に向けて大きく動き出し、豊島区は令和 3 年に、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指すことを表明しました。</u></p> <p>私たちは、直面する環境問題が、日々の生活や事業活動が原因となっていることを改めて自覚し、生活スタイルや事業活動のあり方を見直す必要があることを認識しなければなりません。また、地域社会のすべての人々が、相互に連携、協力しながら、一人ひとりの小さな力を結集して環境への負荷の低減に向け積極的に行動しなければなりません。</p> <p>私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、知恵と工夫によって、環境に配慮された活力溢れる持続可能な都市、すなわち、環境都市をつくりあげ、これを子どもたちへ引き継いでいく責務を有しています。</p> <p>そのため、健やかで美しく豊かな環境が身近な地域から地球規模までにわたって保全されるとともに、それらを通じて区民誰もが幸せを実感でき、未来の世代</p>

<p>へも継承することができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。</p>	<p>へも継承することができる、<u>環境への負荷の少ない持続可能な</u>地域社会を実現するため、この条例を制定します。</p>
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略(現行どおり)</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。</p> <p>(2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。</p> <p>(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4)</u> ヒートアイランド現象 都市部にできる局地的な高温域のことで、周辺部に比べ気温が高くなる現象をいう。</p> <p><u>(5)</u> 事業者 区の区域内(以下「区内」という。)で事業活動(公益的な活動を含む。以下同じ。)を行う団体又は個人をいう。</p> <p><u>(6)</u> 区民 区内に住む人又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。</p> <p>(2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。</p> <p>(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。</p> <p><u>(4) 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。</u></p> <p><u>(5)</u> ヒートアイランド現象 都市部にできる局地的な高温域のことで、周辺部に比べ気温が高くなる現象をいう。</p> <p><u>(6)</u> 事業者 区の区域内(以下「区内」という。)で事業活動(公益的な活動を含む。以下同じ。)を行う団体又は個人をいう。</p> <p><u>(7)</u> 区民 区内に住む人又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。</p>
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 環境の保全は、すべての区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保し、これを次の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。</p> <p>2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。</p> <p>3 環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 環境の保全は、すべての区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保し、これを次の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。</p> <p>2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。</p> <p>3 環境の保全は、<u>区、区民及び事業者が自らの課題として捉え</u>、すべての事業活動及び日常生活において推</p>

<p>(新設)</p>	<p>進されなければならない。 <u>4 区における令和 32 年までの脱炭素社会の実現に向けた取組は、区、区民及び事業者が協働し、行わなければならない。</u></p>
<p>(区の責務)</p> <p>第 4 条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(1) 地球温暖化の防止に関すること。 (2) ヒートアイランド現象の対策に関すること。 (3) 公害の防止に関すること。 (4) 廃棄物の減量及び資源の循環的な利用に関すること。 (5) 緑の保護及び育成に関すること。 (6) 人と自然とのふれあいの確保に関すること。 (7) 地域環境の美化に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関すること。</p> <p>2 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 区は、事業者及び区民による環境の保全に関する取組に対し、積極的な支援に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(区の責務)</p> <p>第 4 条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(1) 地球温暖化の防止に関すること。 (2) ヒートアイランド現象の対策に関すること。 (3) 公害の防止に関すること。 (4) 廃棄物の減量及び資源の循環的な利用に関すること。 (5) 緑の保護及び育成に関すること。 (6) 人と自然とのふれあいの確保に関すること。 (7) 地域環境の美化に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関すること。</p> <p>2 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 区は、事業者及び区民による環境の保全に関する取組に対し、積極的な支援に努めなければならない。</p> <p><u>4 区は、自らの事務及び事業に関し、率先して、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。</u></p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第 5 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、地域における環境の保全に関する取組へ積極的に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第 5 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、<u>資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の排出抑制等による</u>環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、地域における環境の保全に関する取組へ積極的に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自</p>

<p>ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>(区民の責務)</p> <p>第6条 区民は、<u>日常生活において環境への負荷の低減及び</u>公害の防止に努めなければならない。</p> <p>2 区民は、地域における環境の保全に関する活動に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(区民の責務)</p> <p>第6条 区民は、<u>資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の排出抑制等による環境への負荷の低減に努めるとともに、日常生活に伴って生ずる</u>公害の防止に努めなければならない。</p> <p>2 区民は、地域における環境の保全に関する活動に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>第7条から第20条まで 略</p>	<p>第7条から第20条まで 略(現行どおり)</p>
	<p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>